

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第71号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当）

京都市宝が池公園運動施設について、球技場の利用料金の限度額及びテニスコートの使用料の適正化を図るため、これらを改定するとともに、球技場に特別の設備を準備し、又は撤去する場合の利用料金を定めることとしました。

1 球技場の利用料金の限度額の改定

施設の整備に充てるため、京都市宝が池公園運動施設における球技場の利用料金の限度額について、概ね15%の改定を行う。

(1) 利用料金（超過利用料金を除く。）

区 分			改 正 前			改 正 後		
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時 まで	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時 まで
アマチユアスポーツ	入場料を徴収しない場合	休日等	円 24,000	円 32,000	円 56,000	円 28,000	円 37,000	円 65,000
		その他の日	18,000	24,000	42,000	21,000	28,000	49,000
	入場料を徴収する場合	休日等	30,000	40,000	70,000	35,000	46,000	81,000
		その他の日	23,000	31,000	54,000	26,000	36,000	62,000
その他	入場料を徴収しない場合	休日等	73,000	96,000	169,000	84,000	110,000	194,000
		その他の日	55,000	74,000	129,000	63,000	85,000	148,000
	入場料を徴収する場合	休日等	92,000	121,000	213,000	106,000	139,000	245,000
		その他の日	70,000	92,000	162,000	81,000	106,000	187,000
特定部分利用（1時間につき）	休日等			4,000			4,700	
	その他の日			3,000			3,500	

(2) 超過利用料金（正午から午後7時までの1時間につき）

区 分			改 正 前	改 正 後
アマチュ アスポー ツ	入場料を徴 収しない場 合	休 日 等	円 10,000	円 12,000
		その他の日	7,000	8,100
	入場料を徴 収する場合	休 日 等	12,000	14,000
		その他の日	10,000	12,000
そ の 他	入場料を徴 収しない場 合	休 日 等	29,000	33,000
		その他の日	22,000	25,000
	入場料を徴 収する場合	休 日 等	37,000	43,000
		その他の日	29,000	33,000

2 テニスコートの使用料の改定

近隣民間施設との均衡を図るため、京都市宝が池公園運動施設におけるテニスコートの使用料について、200円の改定を行う。

区 分		改 正 前	改 正 後
1 面 1 時 間 に つ き	休 日 等	円 1,800	円 2,000
	その他の日	1,400	1,600

3 特別の設備の準備等

球技場に特別の設備を準備し、又は撤去する場合の利用料金は、催物の区分に応じ、球技場の利用料金の2分の1に相当する額とする。

備考1 「入場料」とは、使用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

2 「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

3 「特定部分利用」とは、競技場の半面を超えない部分を入場料を徴収しないで

専らアマチュアスポーツのために利用する場合をいう。
この条例は、平成25年6月1日から施行することとしました。

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第71号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

別表第2球技場の項を次のように改める。

球技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	28,000	21,000	37,000	28,000	65,000	49,000
		入場料を徴収する場合	35,000	26,000	46,000	36,000	81,000	62,000
	その他	入場料を徴収しない場合	84,000	63,000	110,000	85,000	194,000	148,000
		入場料を徴収する場合	106,000	81,000	139,000	106,000	245,000	187,000

別表第2備考6中「4,000円」を「4,700円」に、「3,000円」を「3,500円」に改め、同備考6を同備考7とし、同備考5中「つど」を「都度」に改め、同備考5を同備考6とし、同備考4の次に次のように加える。

5 特別の設備を準備し、又は撤去する場合の利用料金は、催物の区分に応じ、この表に掲げる額のそれぞれ2分の1に相当する額とする。

別表第3アマチュアスポーツの項及びその他の項を次のように改める。

アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	12,000	8,100
	入場料を徴収する場合	14,000	12,000
その他	入場料を徴収しない場合	33,000	25,000
	入場料を徴収する場合	43,000	33,000

別表第5テニスコート（1面1時間につき）の項中「1,800」を「2,000」に、「1,400」を「1,600」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か

ら施行する。

(準備行為)

- 2 球技場の利用に係る料金及びテニスコートの使用料の徴収その他これらを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 この条例による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金及び使用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る料金及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)